

前回WTに提出した修正案

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

第十二条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばく
の状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放
射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価そ
の他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子
力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査につい
て、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少な
くとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測さ
れる地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当
該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る
健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施される
こととなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（^{前項の調査により}東京電力原子力事
故に係る放射線による被ばくに起因しないことが明らかであ
る^{伴うものと認められる一定の疾病に係るもの。}負傷又は疾病に係る医療を除く。）を受けたときに負担すべ
き費用についてその負担を減免するために必要な施策その他
被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

第十二条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばく
の状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放
射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価そ
の他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子
力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査につい
て、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少な
くとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測さ
れる地域に居住したことがある者(胎児である間にその母が当
該地域に居住していた者を含む。)及びこれに準ずる者に係る
健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施される
こととなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

第一項の施策により明らかでない被ばくの状況及び前項の調査その他の調査を踏ま

3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療(東京電力原子力事
故に係る放射線による被ばくに起因しないことが明らかであ
る^{伴うものと認められる一定の疾病に係るもの。}負傷又は疾病に係る医療を除く。)を受けたときに負担すべ
き費用についてその負担を減免するために必要な施策その他
被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

題名及び目的規定の修正案について

【案】

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の生活を守り支えるため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

前回の協議を受けての追加条文案について

第4条と第5条の間に次のような条を設けるイメージ

(基本方針)

第〇条 政府は、第二条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

二 第七条第一項の支援対象地域に関する事項

三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の計画的な推進に関し必要な事項を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。